

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(8)

## 目 次

### 人事委員会規則

○平成17年改正条例附則第10条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	1
○平成26年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則	2
○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	10
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	
○県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則	11

~~~~~

## 規 則

~~~~~

平成17年改正条例附則第10条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第474号

平成17年改正条例附則第10条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正条例附則第10条の規定による給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 273号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 中 「額」 の 次 に 「 从 当 該 差 額 の 2 分 の 1 の 額 （ 該 額 に 1 円 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は 、 こ れ を 切 り 捨 て た 額 と し 、 該 額 が 8,000 円 を 超 え る と き は 、 8,000 円 と す る 。 ） を 減 じ た 額 に 相 当 す る 額 」 を 加 え 、 同 項 第 1 号 中 「 する 。 」 の 次 に 「 」 を 加 え 、 同 条 第 2 項 中 「 相 当 す る 額 」 の 次 に 「 （ 給 与 条 例 附 則 第 13 項 の 規 定 に よ り 給 与 が 減 ぜ ら れ て 支 給 さ れ る 職 員 に あ っ て は 、 該 額 に 100 分 の 99.5

を乗じて得た額)から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。)を減じた額に相当する額」を加える。

第5条第1項中「額)」の次に「から当該差額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。)を減じた額に相当する額」を加える。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

## 富山県人事委員会規則第475号

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

(平成26年4月1日において号給の調整を行う職員)

### 第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)

附則第18項の「人事委員会規則で定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- (2) 調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員(人事委員会の定めるものを除く。)

2 前項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年4月1日において給料に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第258号。以下「給料規則」という。)第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受

けていた号給と、給料規則附則第 6 項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 平成19年 4 月 1 日から調整日までの間に、給料規則第24条第 3 項又は第38条の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

イ 平成19年 4 月 1 日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない給料規則別表第15から別表第23までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

ウ 平成19年 4 月 1 日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

エ 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月 31 日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110号）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの

オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(2) 平成19年 4 月 1 日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

ア 附則第 2 項による改正前の給料規則附則第 5 項（以下「改正前給料規則附

則第 5 項」という。)の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第 5 項に規定する採用日から改正前給料規則附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 19 年 4 月 1 日(平成 21 年 4 月 1 日以後に新たに職員となった者にあつては、平成 19 年 2 月 1 日(改正前給料規則附則第 5 項に規定する特定職員にあつては、同年 1 月 1 日))前となるもの

イ 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成 15 年富山県人事委員会規則第 199 号)第 7 条の規定により給料月額を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。)のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して給料月額を決定された職員

- (3) 平成 19 年 4 月 1 日から調整日の前日までの間に給料規則第 18 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成 19 年 4 月 1 日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、給料規則第 24 条第 3 項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第 5 項の規定により号給を決定された職員であつて、改正前給料規則附則第 5 項に規定する採用日から改正前給料規則附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 19 年 4 月 1 日(平成 21 年 4 月 1 日以後に給料規則第 24 条第 3 項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成 19 年 2 月 1 日(改正前給料規則附則第 5 項に規定する特定職員にあつては、同年 1 月 1 日))前となる職員及び給料規則第 38 条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成 19 年 4 月 1 日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 19 年 4 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間

において休職等期間がある職員を除く。)

ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年3月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第3項第5号イ及び第4項第5号イにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第1項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年4月1日において給料規則第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、給料規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

(2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

ア 改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

イ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

- (3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料規則第18条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日まで間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、給料規則第24条第3項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であつて、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成21年4月1日以後に給料規則第24条第3項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となる職員及び給料規則第38条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日まで間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以

外の者であって、平成20年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第1項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年4月1日において給料規則第33条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、給料規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

- (2) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

ア 改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日）前となるもの

イ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はアに掲げる職員との均衡を考慮して

号給を決定された職員

- (3) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料規則第18条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日まで間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、給料規則第24条第3項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正前給料規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、改正前給料規則附則第5項に規定する採用日から改正前給料規則附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（改正前給料規則附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年1月1日）前となる職員及び給料規則第38条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
- (5) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年4月1日から調整日まで間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- ア 平成21年4月1日から調整日の前々日まで間に新たに職員となった者以外の者であって、平成21年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- イ 平成21年4月1日から調整日の前々日まで間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日まで間に上位資格取得等

職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

**第2条** 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

（この規則により難い場合の措置）

**第3条** 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（給料に関する規則の一部改正）

- 2 給料に関する規則の一部を次のように改正する。

第41条第1号中「第2項又は」を「第2項若しくは」に改め、「第5項」の次に「又は条例附則第20項の規定により読み替えられた条例附則第18項」を加え、同条第2号中「第4項又は」を「第4項、」に改め、「及び第3項」の次に「又は条例附則第19項の規定により読み替えられた条例附則第18項」を加える。

附則第5項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成21年4月1日まで」の次に「（平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において38歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）」を加える。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第476号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 267号）の一部を次のように改正する。

別表中

魚津市立片貝小学校	魚津市島尻 818
魚津市立坪野小学校	魚津市坪野2468
魚津市立西布施小学校	魚津市長引野 152
黒部市立東布施小学校	黒部市釈迦堂1192
入善町立舟見中学校	下新川郡入善町舟見1863

を

魚津市立片貝小学校	魚津市島尻 818
魚津市立西布施小学校	魚津市長引野 152

に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第477号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第 158号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中

土	木	部	港事務所
---	---	---	------

を

土	木	部	港事務所
教	育	委	員
会			県立学校

に改める。

第15条第 1 項中「公署は」の次に「、県立大学」を加え、「及び空港管理事務所」を「、空港管理事務所及び教育委員会の所管に属する県立学校」に改める。

第20条第 2 項に次の 1 号を加える。

(2) 応急補修作業が必要となる道路上（人事委員会が認める業務に限る。）

第20条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 条例第37条第 1 項第 1 号に掲げる業務で、同号エに係るもののうち、規則第 20条第 2 項第12号に掲げる箇所で行われるもの 270円

別表第 3 の 2 級地の項中「南砺市西赤尾町 253番地」を「南砺市皆葎1573番地」に改め、同表 1 級地の項及びへき地学校に準ずる学校の項を次のように改める。

1 級地	南砺市立平中学校	南砺市下梨 446番地
へき地 学校に 準ずる 学校	中央農業高等学校	富山市東福沢 2 番地

## 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県人事委員会

委 員 長 大 坪 健

**富山県人事委員会規則第478号**

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第 313号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。